

るぴなす便り

第 17 号 平成 25 年 7 月 3 日 発行

■ サービス等利用計画の完全実施を目指して

サービス等利用計画（障害児支援利用計画）（以下、「計画」。）は、平成 22 年 12 月の改正（つなぎ法～計画作成の対象者の大幅な拡大）により、障がい福祉サービスを利用するすべての方が対象となりました。この対象拡大は、障害者自立支援法（現在は通称「障害者総合支援法」）の改正において「相談支援の充実」の一つとして決まり、平成 24 年 4 月から開始されています。

障害福祉サービス・障害児通所支援をご利用の皆様にお知らせ

障がいのある方の地域生活を支援するために、平成 27 年 3 月までに、障害福祉サービス・障害児通所支援を利用するすべての方に「サービス等利用計画」を作成することになりました。

サービス等利用計画とは？

地域で生活していくときに必要となるさまざまなサービスを上手に利用し、生活の質を向上させるために作成する計画を「サービス等利用計画」と言います。本人等からの働き取りを行い作成し、市町村に提出することになります。

【計画の種類は？】

障害福祉サービスを利用する方 → 「サービス等利用計画」
 障害児通所支援 → 「障害児支援利用計画」

※障害児通所支援とは、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後デイサービス、障害児通所支援施設のことです。

誰が作成するの？

計画は、市町村が指定する「指定特定相談支援事業者」「指定障害児相談支援事業者」が本人と一緒に作成することになっています。また、本人等が計画（セルフプラン）を作成することもできます。

費用はかかるの？

計画の作成に利用者負担はありません。（遅く遅れた指定相談支援事業者が作成する場合は、交通費の負担が必要なおもがあります。）

※道作成のリーフレット

サービス等利用計画作成の流れ

*障害児支援利用計画作成も同様の流れになります。

- 1 申請** サービス利用を希望する方が市町村に対して障害福祉サービスの利用申請を行います。
- 2 作成依頼** 計画が必要となる申請者に対して、市町村は「計画作成依頼書」が発行されます。
- 3 契約** 作成依頼を受けた方は、計画を作成できる指定相談支援事業者と契約します。
※計画契約を締結される場合は、市町村で障害福祉課との協定が行われます。
- 4 計画作成** 指定相談支援事業者と共に、「サービス等利用計画」を作成し、市町村に提出します。
- 5 支給決定** 市町村は、計画家を参考に障害福祉サービスの支給決定を行い支給首長を発行します。
- 6 計画決定** 市町村は、支給決定された内容をもとに、サービス担当者会議を開催し「サービス等利用計画」を決定します。
- 7 サービス利用開始** サービス利用計画によって、障害福祉サービスの利用を開始します。

サービス利用の開始後、計画の定期的な見直し（モニタリング）が行われます。

【問い合わせ先】
 詳しい内容については、市町村にお問い合わせください。

この計画は、特定（障害児）相談支援事業所の相談支援専門員が、「総合的な援助方針や困りごとを解決するための福祉サービスの調整と、そのお手伝いをするために作成する」ものです。

また、この計画を定期的に見直すためにモニタリングがあり、利用するサービスの種類によって 1 か月から 1 年ごとに継続して行われています。

そして、この計画は法改正により、市町村が支給決定を行う際の参考としても活用されます。

ただし、相談支援の提供体制の整備が必要となるため、3 年間の経過措置（特例）として、平成 27 年 3 月までにすべての福祉サービスを利用する方に、段階的に作成されていくことになっています。

現在、胆振管内 11 市町村で福祉サービスを利用（支給決定）している方が約 3,300 名（児童は約 600 名）とされ、特定相談支援事業所は平成 25 年 6 月末現在、7 市町村 15 事業所、障害児相談支援事業所は 5 市町村 10 事業所があります。

しかしながら、相談支援事業所がない地域や計画を作成する相談支援専門員が不足している地域があり、計画作成の完全実施にむけた取り組みが求められています。

また、計画作成について、福祉サービスを利用している方やそのご家族、関係者のみなさまへの説明や理解を深めていくことについても取り組みが必要です。

そうしたことから、北海道ではリーフレット※を作成し、るぴなすも今まで以上に市町村や北海道と連携し、必要な相談支援の体制整備へむけた活動に取り組まします。

■活動計画

るびなすは、平成 17 年 7 月から「胆振圏域障がい者総合相談支援センター事業（障がい者総合相談支援拠点整備事業）」の委託を受け、地域生活支援体制の構築に向けた取り組みを行いました。

そして、平成 21 年度から「広域相談支援体制整備事業（胆振圏域）」として引続き事業の委託を受け、胆振管内の相談支援体制の整備を図るため、関係機関との連携や人材育成を中心として広域的な活動に取り組んでいます。

平成 25 年度の主な活動は、次のとおりです。

1 関係機関との連携

(1) 担当者情報交換会（年 2 回） 【継続】

「市町障がい福祉」「相談支援」「子ども発達支援」の各分野の職員を対象に、情報交換等を目的として開催。（支援体制の推進）（第 1 回 7 月登別市、第 2 回 2 月白老町予定）

(2) 市町村への定期訪問（年 4 回） 【継続】

担当する職員と相談支援の実施状況や受託事業に基づく支援方針を作成・確認し、地域課題の把握や課題解決へむけた情報提供等の連携強化として訪問。（相談支援体制を中心とした障がい福祉の充実）（6 月、9 月、12 月、3 月予定）

(3) 東胆振圏域 5 市町生活支援ネットワーク会議（年 4 回） 【拡充】

平成 23 年度から開催し東胆振圏域の連携強化を目的として開催。（第 1 回 4/16 厚真町、第 2 回 7/16 白老町、第 3 回 10/15 安平町、第 4 回 H26/1/21 むかわ町予定）

2 人材育成

(1) 胆振圏域障がい福祉基礎講座（11 講座、17 会場、延べ 390 名受講） 【拡充】

相談支援や障がい福祉サービス事業所の従事者を対象に、人材育成を目的とした研修事業を開催。 ※4 ページ参照

(2) 胆振圏域障がい者ケアマネジメント連絡協議会（年 3 回） 【継続】

平成 18 年に任意団体として設立し、相談支援従事者間の連携を深め自己研鑽の場として幹事会・協議会・学習会を開催。（事務局）（第 1 回 5/25 登別市、第 2 回 8/24 登別市、第 3 回 12/7 登別市予定）

3 普及啓発

障害者相談支援事業等の関係情報を、ホームページ掲載や関係機関へ送付します。

- ・障がい者相談支援事業窓口 一覧、市町別障がい福祉サービス事業所 一覧 【継続】
- ・市町村障がい者虐待防止センター 一覧 【新規】

4 北海道が行う研修会の実施協力 【継続】

相談支援従事者研修や障害程度区分認定調査員研修、胆振圏域市町村審査会委員研修等の実施に協力します。

5 地域移行への支援 【継続】

入所施設から、地域生活へ円滑に移行するため、グループホーム等の支援体制のあり方や運営等に関するお手伝いを行います。また、精神科病院や刑務所等からの相談対応や各種会議へ出席し関係機関と連携を行います。

平成 25 年度も引き続き、胆振管内を中心とした相談支援体制の充実にむけた活動を行います。ご理解とご協力を宜しくお願い致します。

【研修報告 1】アメニティーフォーラム17



平成 25 年 2 月 8 日（金）～10 日（日） 大津プリンスホテル（滋賀県大津市）

このフォーラムは、「アメニティーフォーラム実行委員会」が主催で「障がいのある人と家族が快適で豊かな地域生活を送ることができる社会づくり」を目的として開催されています。

今回、このフォーラムに初めて参加し、8 プログラム（①これからの障害福祉行政の在り方について ②相談支援の近未来について③相談支援を充実強化させる 5 つの提言 ④発達障がいのある人を理解する ⑤障害者制度改革と障がい者総合支援法に対する期待と評価 ⑥障害者差別禁止法の行方について ⑦新しい障害支援区分のこと ⑧障害者の就労について考えてみる）を受講し、自己研鑽を図りました。

また、このフォーラムの特徴として、①各団体の代表のほか、厚生労働省、国会議員、県知事と幅広い講師が登場 ②朝 8 時から夜 12 時まで同時に複数（最大で 3）のプログラムが用意され、事前の申込時に選択する仕組みとなっています。

そして、この研修を受講して特に印象に残ったのは「相談支援を充実強化させる 5 つの提言」の際、講師から説明があった「サービス等利用計画は、地域で暮らしていくための権利行使支援である」という言葉でした。



さらに、「留意したい視点」として「権利擁護の視点／エンパワメントの視点／支援していくためのネットワーク形成／自分の生き方の探求／理不尽なことに怒る感性／社会を変えていきたいという気持ち／プロとして専門家として独立した姿勢」という説明あり、この言葉を大切にし、今後の活動に役立てたいと思いました。

尚、今回の内容の一部を市町村への定期訪問や担当者情報交換会等で情報提供し、関係者に理解を深めてもらいました。

【研修報告 2】平成 25 年度都道府県障害程度区分指導者研修

平成 25 年 5 月 29 日（火） 国立保健医療科学院（埼玉県和光市）

この研修は、「都道府県が行う障害者総合支援法の障害程度区分関係研修の講師予定者等」を対象とし、「認定調査の内容や適切な給付のための専門的知識及び技術を説明できる」ことをねらいとして開催されています。

そして、全国から 106 名の参加があり、午前は厚生労働省（増田障害程度区分係長）から「障がい保健福祉の動向と難病別冊マニュアル」をテーマに、平成 26 年 4 月から開始となる「障害支援区分」やマニュアル等についての講義がありました。

続いて、午後は平成 25 年 4 月から新たに障がい福祉サービスの対象となった、難病患者等に関する内容を中心として、難病患者の心理及び家族の理解、実状について、関係団体の代表者等から説明がありました。

今回の研修では、難病患者等の立場にたち、どのような支援（お手伝い）が求められるのか等を中心に学習し、「できませんとはなかなか言いにくい／人に頼むことがつらい／痛みは一人ひとりさまざまに違う／対象者としてではなく家族と同様に丁寧にかかわる」ことが大切なのだ学び、理解を深めました。

尚、今回受講した内容を「障害程度区分認定調査員研修」の説明に取り入れ、関係者への理解を深めてもらうとともに、道内の地域づくりコーディネーターへ情報提供を行いました。

■研修事業について（おしらせ）

昨年度から本格的に開始した「障がい福祉基礎講座」は、相談支援従事者等を対象として、専門性の向上等を目的に 11 講座を 17 会場で開催し、延べ 390 名の方に受講して頂きました。

そして、平成 25 年度は基礎講座と研修事業に整理し、8 研修（講座）12 開催を予定しています。主なプログラムは、次のとおりです。

1 自閉症講座 基礎コース（伊達会場）

北海道発達障害者支援センターあおいそらによる講座で、昨年に続き 2 回目となります。（※すでに受付は終了しています）

2 支援者向け研修（各分野の講師が研修会を行います。）

- (1)（相談支援等従事者向け）発達障がいへの支援（9/11 白老町）
- (2) 面談の技術（10/3 白老町）
- (3)（障がい特性研修）行動障がいへの支援（11/9 苫小牧市）



3 地域自立支援協議会に関する研修（10/17 白老会場）（10/18 伊達会場）

昨年、地域自立支援協議会の委員等を対象として開催し、今年度は十勝圏域の地域づくりコーディネーターをお招きして開催します。



4 ご家族向け講座（9/12 白老町）

あおいそらによる「ご家族向け講座～発達障がいはじめの一步～」を開催します。

5 障がい福祉基礎講座（昨年とほぼ同様のプログラムを行います。）

- (1) 制度を知ろう（8/22 伊達市）
- (2)（相談支援等従事者向け）相談支援入門（8/27 伊達市）

詳しくは、開催要綱（プログラム）をご覧ください。みなさまのお申し込みをお待ちしています。また、開催要綱・申込書は、るびなすのホームページからダウンロードできます。

るびなすホームページ <http://www.dofukuji.or.jp/lupinus/>

■事業所名が少しかわかりました

平成 25 年 4 月から指定（特定・一般・障害児）相談支援事業所の名称を変更しました。

新 胆振圏域障がい者総合相談支援センター **るびなす**

旧 胆振圏域障がい者総合相談支援センター

※「**るびなす**」が追加となりました。



あい・ぷらざ（建物）

■あとかぎ

今回からレイアウトや字の大きさを、少しリニューアルしました。法律も平成 26 年 4 月から「障害支援区分」に変更されるなどさらにリニューアルが予定されています。ともに「より良いリニューアル」を目指して……。

■発行

広域相談支援体制整備事業（胆振圏域）
 社会福祉法人 北海道社会福祉事業団
 胆振圏域障がい者総合相談支援センターるびなす
 〒052-0014
 北海道伊達市舟岡町 334 番地 9 あい・ぷらざ 1 階
 電話・FAX 0142-22-3200